

建築工事成績評定書										作成年月日																									
										契約番号																									
										工事種別																									
工事名称										完成検査日					検査方法																				
工事場所										検査員氏名																									
受注者名										府監督職員氏名 主任		総括																							
現場代理人氏名										監理方法																									
監理又は 主任技術者氏名(※)										工事概要																									
工期	自				完成日																														
	至				請負代金額																														
	変更 工期				変更後 請負代金額																														
(※)特例監理技術者の指導により監理技術者補佐が適正に実施した場合は特例監理技術者の氏名を記入すること																																			
評価項目		評価区分																																	
		主任監督職員					総括監督職員						検査員																						
a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e																	
1. 施工体制	I. 施工体制一般	1.0	0.5	0	-5	-10																													
	II. 配置技術者	3.0	1.5	0	-5	-10																													
2. 施工状況	I. 施工管理	4.0	2.0	0	-5	-10																													
	II. 工程管理	4.0	2.0	0	-5	-10																	2.0	/	1.0	/	0	-7.5	-15						
	III. 安全対策	5.0	2.5	0	-5	-10																	3.0	/	1.5	/	0	-7.5	-15						
	IV. 対外関係	2.0	1.0	0	-2.5	-5																													
3. 出来形 及び 出来ばえ	I. 出来形	4.0	2.0	0	-2.5	-5											10	7.5	5	2.5	0.0	-10	-20												
	II. 品質	5.0	2.5	0	-2.5	-5																					15	12	7.5	4.0	0.0	-12.5	-25		
	III. 出来ばえ																5	/	2.5	/	0.0	-5	/												
4. 工事特性	I. 工事特性																																		
5. 創意工夫	I. 創意工夫																																		
6. 社会性等	I. 地域貢献等																																		
加減点計		0.0点					0.0点					0.0点																							
7. 評定点計		26.0点 (65+加減点)×0.4					13.0点 (65+加減点)×0.2					26.0点 (65+加減点)×0.4																							
8. 法令遵守等																																			
評定点合計		65 点 [ 7. 評定点計( 65 点 ) + 8. 法令遵守等 0 点 ]																																	
所見(評価)																																			
所見(詳細) ※評定点が70点未満若しくは85点以上の場合及び減点がある場合は必ず記入。																																			

主任監督 職員1 (評価)	凡例	評価必須項目 工事により対象となる項目 評価対象項目には加えない。
---------------------	----	-----------------------------------------

評価項目	細 目	主任	評 価 対 象 項 目	
1. 施工体制	I. 施工体制 一般	*	1 作業の分担の範囲が、下請業者を含め、書面に明確に記載されている。 2 品質管理体制が、書面に適切に記載されている。 3 安全管理体制が、書面に適切に記載されている。 4 現場の施工体制(品質管理、安全管理を含む)が、書面と一致している。 5 工事規模に応じた人員、機械配置がなされ施工している。 6 建設業退職金共済制度(建退共)の趣旨を下請業者等に説明するとともに、証紙の購入が適切に行われ、配布が受け払い簿等により適切に把握されている。 7 元請業者が、下請業者の施工結果を十分に検査している。 8 現場における施工体制に対し、本支店等による十分な支援体制を整え実施している。 9 「施工プロセス」チェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。 10 その他 理由:  (減点)該当すればd評価とする。 ・施工体制一般に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 (減点)該当すればe評価とする。 ・施工体制一般に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかつた。	
		該当項目合計	0	該当項目が90%以上………a……施工体制が優れている。 該当項目が80%以上90%未満……b……施工体制が良好である。 該当項目が60%以上80%未満……c……施工体制が適切である。 該当項目が60%未満………d……施工体制がやや不適切である。 e……施工体制が不適切である。
		評価対象項目	8	① E欄が水色の項目を評価対象項目とする場合は、D欄に「*」印を付け、評価対象項目でない場合は空白とする。また、E欄が黄色の項目は、原則としてすべて評価する。(工事により評価できない場合は、検査員等と協議のうえD欄の「*」印を外すことができる。) ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値( %) = (評価数／対象評価項目数) × 100
		評 値 値	0%	※1. 対象欄は評価対象項目が該当しない場合は、空白のまます。
		評 値		
1. 施工体制	II. 配置技術者 (現場代理人等)	*	1 現場代理人として、工事全体の把握ができる。 2 現場代理人として、監督職員への報告、協議等を書面で行っている。 3 契約書、設計図書等を理解し、現場に反映して工事を行っている。 4 工事請負契約書第18条(条件変更等)第1項(以下、「契約書第18条」という。)に基づく設計図書の照査を行っている。 5 書類及び資料が適切に整理されている。 6 作業環境、気象、地質条件等の把握及び対応に努めている。 7 工事に必要な専門技術者を選任し、配置している。 8 作業に必要な作業主任者を選任し、配置している。 9 主任(監理)技術者として技術的判断に優れ、良好な施工に努めている。 10 施工体制、施工状況を把握し、下請け、部下等をよく指導している。 11 施工等に伴う提案又は工夫をもって工事を進めている。 12 「施工プロセス」チェックリストのうち、配置技術者(現場代理人／監理技術者／主任技術者)について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。 13 その他 理由:  (減点)該当すればd評価とする。 ・配置技術者に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 (減点)該当すればe評価とする。 ・配置技術者に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかつた。	
		該当項目合計	0	該当項目が90%以上………a……配置技術者として優れている。 該当項目が80%以上90%未満……b……配置技術者として良好である。 該当項目が60%以上80%未満……c……配置技術者として適切である。 該当項目が60%未満………d……配置技術者としてやや不適切である。 e……配置技術者として不適切である。
		評価対象項目	9	① E欄が水色の項目を評価対象項目とする場合は、D欄に「*」印を付け、評価対象項目でない場合は空白とする。また、E欄が黄色の項目は、原則としてすべて評価する。(工事により評価できない場合は、検査員等と協議のうえD欄の「*」印を外すことができる。) ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値( %) = (評価数／対象評価項目数) × 100
		評 値 値	0%	※1. 建築一式工事を施工する場合において、一式工事の内容である他の建設工事(専門工事)を自ら施工する時は、当該専門工事に関し資格を有する者を置くものとする。なお、主任技術者が当該専門工事の資格を有していない場合は、専門技術者を兼ねることがある。 ※2. 作業主任者を専任すべき作業は、労働安全衛生法施行令第6条による。 ※3. 特例監理技術者の指導により監理技術者指名が適正に実施した場合は、特例監理技術者を評価するものとする。 ※4. 対象欄は評価対象項目が該当しない場合は、空白のまます。
		評 値		

評価項目	細目	主任	評価対象項目	
2.施工状況	I.施工管理	*	1 工事現場と設計図書の不一致や設計図書の不明瞭な部分があった場合は確認を行い施工がなされている。	
		*	2 施工計画書が、工事着手前(計画内容に変更が生じた場合を含む)に提出されている。	
		*	3 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映した内容となっている。	
		*	4 施工計画書に、出来形・品質確保のための記載がある。	
		*	5 施工計画書に基づき、出来形・品質の管理を常時適切に行っている。	
		*	6 施工図作成にあたり、関連工事と遅滞なく、調整が十分に図られている。	
		*	7 工事打合せ書等の工事記録の整備が、適時行われている。	
		*	8 施工計画書の記載内容と現場施工方法が、一致している。	
		*	9 一工程の施工の検査・確認の報告が、適時に行われている。	
		*	10 現場内での整理整頓が、常時行われている。	
		*	11 使用する建築材料(以下「材料」という。)・設備機材(以下「機材」という。)の調達の計画及び搬入後の管理が適切である。	
		*	12 社内検査が計画的に行われている。	
		*	13 独自のチェックリスト等の管理基準により、管理されている。	
		*	14 低騒音、低振動及び排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。	
		*	15 建設廃棄物の処分及び建設副産物のリサイクルへの取り組みが、適切に行われている。	
		*	16 「施工プロセス」チェックリストのうち、施工管理について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。	
		*	17 その他 理由:	
		18 (減点)該当すればd評価とする。 ・施工管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。		
		19 (減点)該当すればe評価とする。 ・施工管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。		
		該当項目合計 <b>0</b>	該当項目が90%以上……………a……施工管理が優れている。	
		評価対象項目 <b>14</b>	該当項目が80%以上90%未満……………b……施工管理が良好である。	
		評価値 <b>0%</b>	該当項目が60%以上80%未満……………c……施工管理が適切である。	
		評価	該当項目が60%未満……………d……施工管理がやや不適切である。 e……施工管理が不適切である。	
			(① E欄が水色の項目を評価対象項目とする場合は、D欄に「*」印を付け、評価対象項目でない場合は空白とする。また、E欄が黄色の項目は、原則としてすべて評価する。(工事により評価できない場合は、検査員等と協議のうえD欄の「*」印を外すことができる。) ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値( %) = (評価数 / 対象評価項目数) × 100 ※1. 対象欄は評価対象項目が該当しない場合は、空白のまます。)	
2.施工状況	II.工程管理	*	1 実施工程表が工事着手前に提出され、関連工事との調整も適切に行っている。	
		*	2 現場での工程管理を詳細工程表やパソコン等を用いて、日常的に把握している。	
		*	3 工程のフォローアップを実施し、受注者の責により関連工事及び施設入居者等に対し、影響を及ぼす工程の遅れがない。	
		*	4 現場または施工条件の変更への対応が積極的で、処理が早い。	
		*	5 工程に関する各種制約等があるにもかかわらず、工期内にスムーズに作業を行っている。	
		*	6 受注者の責による夜間や休日の作業がない。	
		*	7 休日・代休の確保を行っている。	
		*	8 近隣住民(施設入居者等を含む)との調整を積極的に行い、円滑な工事進捗を行っている。	
		*	9 「施工プロセス」チェックリストのうち、工程管理について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。	
		*	10 その他 理由:	
		11 (減点)該当すればd評価とする。 ・工程管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。		
		12 (減点)該当すればe評価とする。 ・工程管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。		
		該当項目合計 <b>0</b>	該当項目が90%以上……………a……工程管理が優れている。	
		評価対象項目 <b>6</b>	該当項目が80%以上90%未満……………b……工程管理が良好である。	
		評価値 <b>0%</b>	該当項目が60%以上80%未満……………c……工程管理が適切である。	
		評価	該当項目が60%未満……………d……工程管理がやや不適切である。 e……工程管理が不適切である。	
			(① E欄が水色の項目を評価対象項目とする場合は、D欄に「*」印を付け、評価対象項目でない場合は空白とする。また、E欄が黄色の項目は、原則としてすべて評価する。(工事により評価できない場合は、検査員等と協議のうえD欄の「*」印を外すことができる。) ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値( %) = (評価数 / 対象評価項目数) × 100 ※1. 対象欄は評価対象項目が該当しない場合は、空白のまます。)	

評価項目	細目	主任	評価対象項目
<b>2.施工状況</b>	<b>III.安全対策</b>	*	1 災害防止(工事安全)協議会等を設置し、1回／月以上活動し、記録が整備されている。
		*	2 店舗パトロールを1回／月以上実施し、記録が整備されている。
		*	3 各種安全パトロールで指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者には正指示している。
		*	4 安全教育・安全訓練等を適時適切に実施し、記録が整備されている。
		*	5 安全巡視、TBM、KY等を実施し、記録を整備している。
		*	6 新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が反映され、記録が整備されている。
		*	7 現場の各工程において適時適切に、安全管理の措置をしている。
			8 重機操作に際して、誘導員配置や重機との行動範囲の分離措置がなされている。
			9 山留め等について、設置後の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。
			10 仮設工事において、設置完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。
		*	11 使用機械、工具等の点検整備等がなされ、十分に管理されている。
		*	12 工事現場における保安設備等の設置・管理が適切であり、よく整備されている。
			13 過積載防止に十分に取り組んでいる。
			14 「施工プロセス」チェックリストのうち、安全対策について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。
			15 その他 理由:
			(減点)該当すればe評価とする。 ・安全対策に関して、法令遵守の措置内容に該当する場合。
			(減点)該当すればd評価とする。 ・安全対策に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。
			(減点)該当すればe評価とする。 ・安全対策に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
	該当項目合計	<b>0</b>	該当項目が <b>90%</b> 以上………a………安全対策が優れている。
	評価対象項目	<b>9</b>	該当項目が <b>80%以上90%未満</b> ………b………安全対策が良好である。
	評価値	<b>0%</b>	該当項目が <b>60%以上80%未満</b> ………c………安全対策が適切である。
	評価		該当項目が <b>60%未満</b> ………d………安全対策がやや不適切である。
			e………安全対策が不適切である。
			① E欄が水色の項目を評価対象項目とする場合は、D欄に「*」印を付け、評価対象項目でない場合は空白とする。また、E欄が黄色の項目は、原則としてすべて評価する。(工事により評価できない場合は、検査員等と協議のうえD欄の「*」印を外すことができる。)
			② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
			③ 評価値( %) = (評価数 / 対象評価項目数) × 100
			※1. 対象欄は評価対象項目が該当しない場合は、空白のまます。
<b>2.施工状況</b>	<b>IV.对外関係</b>	*	1 工事施工にあたり、関係官公署等の関係機関と協議及び調整を行い、トラブルの発生がない。
		*	2 工事施工にあたり、近隣住民(施設入居者等を含む)と適切に協議及び調整を行っている。
		*	3 引渡し時に施設入居者に対し、保守管理について適切な説明を行っている。
		*	4 工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。
		*	5 近隣住民(施設入居者等を含む)対策を実施し、苦情がない。または苦情に対して適切な対応を行い、以後のトラブルがない。
			6 現場のイメージアップに、取り組んでいる。
			7 「施工プロセス」チェックリストのうち、对外関係について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。
			8 その他 理由:
			(減点)該当すればd評価とする。 ・对外関係に関して監督職員から文書による改善指示を行った。
			(減点)該当すればe評価とする。 ・对外関係に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
	該当項目合計	<b>0</b>	該当項目が <b>90%</b> 以上………a………对外関係が優れている。
	評価対象項目	<b>4</b>	該当項目が <b>80%以上90%未満</b> ………b………对外関係が良好である。
	評価値	<b>0%</b>	該当項目が <b>60%以上80%未満</b> ………c………对外関係が適切である。
	評価		該当項目が <b>60%未満</b> ………d………对外関係がやや不適切である。
			e………对外関係が不適切である。
			① E欄が水色の項目を評価対象項目とする場合は、D欄に「*」印を付け、評価対象項目でない場合は空白とする。また、E欄が黄色の項目は、原則としてすべて評価する。(工事により評価できない場合は、検査員等と協議のうえD欄の「*」印を外すことができる。)
			② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
			③ 評価値( %) = (評価数 / 対象評価項目数) × 100
			※1. 対象欄は評価対象項目が該当しない場合は、空白のまます。

評価項目	細目	主任	評価対象項目
3.出来形及び出来ばえ	I.出来形	*	1 材料・機材の出来形が、使用材料届等により確認でき、設計図書を満足している。 2 施工図等が、設計図書を満足している。 3 現場における出来形が設計図書を満足し、適切な施工である。 4 施工計画書等で定めた出来形の管理基準に基づき、管理している。 5 出来形の管理記録が適切にまとめられており、結果が良好である。 6 出来形の管理方法を工夫している。 7 解体又は撤去工事が含まれる場合、撤去対象物の範囲・数量等が確認でき、処分が適切である。 8 不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により確認できる。 9 その他 理由: 10 (減点)該当すればd評価とする。 ・出来形の管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 11 (減点)該当すればe評価とする。 ・工事請負契約書第17条に基づき監督職員が改造請求を行った。
		該当項目合計	<b>0</b>
		評価対象項目	<b>7</b>
		評価値	<b>0%</b>
		評価	
3.出来形及び出来ばえ	II.品質	*	1 材料・製品の品質が、使用材料届等により確認でき、設計図書を満足している。 2 品質確認記録の内容が、適切である。 3 施工の各段階における完了時の、品質が適切である。 4 車体工事における施工の品質が、良好である。 5 内外仕上げ工事における施工の品質が、良好である。 6 不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。 7 その他 理由: 8 (減点)該当すればd評価とする。 ・品質の管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 9 (減点)該当すればe評価とする。 ・工事請負契約書第17条に基づき監督職員が改造請求を行った。
		該当項目合計	<b>0</b>
		評価対象項目	<b>4</b>
		評価値	<b>0%</b>
		評価	

① E欄が水色の項目を評価対象項目とする場合は、D欄に「\*」印を付け、評価対象項目でない場合は空白とする。また、E欄が黄色の項目は、原則としてすべて評価する。(工事により評価できない場合は、検査員等と協議のうえD欄の「\*」印を外すことができる。)

② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。

③ 評価値(%) = (評価数 / 対象評価項目数) × 100

※1. 出来形の対象は「材料・機材」と「施工が完了したもの」であり、工事目的物の形状、寸法、位置、数量並びに管理記録と設計図書を対比することにより評価を行う。

※2. 対象欄は評価対象項目が該当しない場合は、空白のまます。

① E欄が水色の項目を評価対象項目とする場合は、D欄に「\*」印を付け、評価対象項目でない場合は空白とする。また、E欄が黄色の項目は、原則としてすべて評価する。(工事により評価できない場合は、検査員等と協議のうえD欄の「\*」印を外すことができる。)

② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。

③ 評価値(%) = (評価数 / 対象評価項目数) × 100

※1. 目的物の品質を評価すること。

※2. 品質の対象は、「材料・機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行な。

※3. (参考)品質の評価=建築工事の評価該当率(%)×建築工事の工事比率+電気設備工事の評価該当率(%)×電気設備工事の工事比率+暖冷房衛生設備工事の評価該当率(%)×暖冷房衛生設備工事の工事比率

※4. 工事比率は必ず入力(%)を入れる。

※5. 対象欄は評価対象項目が該当しない場合は、空白のまます。

評価項目	細目	主任	評価対象項目
3.出来形及び出来ばえ	II.品質 植栽工事  造園工事業者に発注する工事のみ使用 (建築一式工事に含む造園工事は、建築一式工事に含んで評定)	*	1 材料・製品の品質が、使用材料届等により確認でき、設計図書を満足している。 2 品質確認記録の内容が、適切である。 3 施工の各段階における完了時の、品質が適切である。 4 植樹における施工の品質が良好である。 5 芝張り、吹付けは種、地被類の新植における施工の品質が、良好である。 6 不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。 7 その他 理由: 8 (減点)該当すればd評価とする。 ・品質の管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 9 (減点)該当すればe評価とする。 ・工事請負契約書第17条に基づき監督職員が改造請求を行った。
	工事比率	*	
		該当項目合計	<b>0</b>
		評価対象項目	<b>4</b>
		評価値	<b>0%</b>
		評価	
3.出来形及び出来ばえ	II.品質 電気設備工事 受変電設備工事 昇降機設備工事  工事比率	*	1 機材の品質が、設計審査順等により確認でき、設計図書を満足している。 2 品質確認記録の内容が、適切である。 3 施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の方法が、適切である。 4 システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足している。 5 機材及び施工の品質が、良好である。 6 不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。 7 その他 理由: 8 (減点)該当すればd評価とする。 ・品質の管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 9 (減点)該当すればe評価とする。 ・工事請負契約書第17条に基づき監督職員が改造請求を行った。
		該当項目合計	<b>0</b>
		評価対象項目	<b>5</b>
		評価値	<b>0%</b>
		評価	

① E欄が水色の項目を評価対象項目とする場合は、D欄に「\*」印を付け、評価対象項目でない場合は空白とする。また、E欄が黄色の項目は、原則としてすべて評価する。(工事により評価できない場合は、検査員等と協議のうえD欄の「\*」印を外すことができる。)  
 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。  
 ③ 評価値(%)=(評価数/対象評価項目数)×100  
 ※1. 目的物の品質の水準を評価すること。  
 ※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行なう。  
 ※3. (参考)品質の評価=建築工事の評価該当率(%)×建築工事の工事比率+電気設備工事の評価該当率(%)×電気設備工事の工事比率+暖冷房衛生設備工事の評価該当率(%)×暖冷房衛生設備工事の工事比率  
 ※4. 工事比率は必ず入力(%)を入力する。  
 ※5. 対象欄に評価対象項目が該当しない場合は、空白のままとする。

評価項目	細目	主任	評価対象項目	
3.出来形及び出来ばえ	II.品質	*	1 機材の品質が、設計審査願等により確認でき、設計図書を満足している。	
		*	2 品質確認記録の内容が、適切である。	
		*	3 施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の方法が、適切である。	
			4 システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足している。	
		*	5 機材及び施工の品質が、良好である。	
		*	6 不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。	
			7 その他 理由:	
		*	8 (減点)該当すればd評価とする。 ・品質の管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。	
		*	9 (減点)該当すればe評価とする。 ・工事請負契約書第17条に基づき監督職員が改造請求を行った。	
		該当項目合計	0	該当項目が90%以上………a……品質が優れている。
		評価対象項目	5	該当項目が80%以上90%未満……b……品質が良好である。
		評価値	0%	該当項目が60%以上80%未満……c……品質が適切である。
		評価		該当項目が60%未満………d……品質がやや不適切である。
				e……品質が不適切である。
				<p>① E欄が水色の項目を評価対象項目とする場合は、D欄に「*」印を付け、評価対象項目でない場合は空白とする。また、E欄が黄色の項目は、原則としてすべて評価する。(工事により評価できない場合は、検査員等と協議のうえD欄の「*」印を外すことができる。)</p> <p>② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>③ 評価値(%) = (評価数 / 対象評価項目数) × 100</p> <p>※1. 機械設備工事とは、建設業法における機械器具設置工事をいう。ただし、エレベーター・エスカレーター設備工事については、電気設備工事・受変電設備工事・昇降機設備工事の細目において評価すること。</p> <p>※2. 目的物の品質の水準を評価すること。</p> <p>※3. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。</p> <p>※4. (参考)品質の評価=建築工事の評価該当率(%)×建築工事の工事比率+電気設備工事の評価該当率(%)×電気設備工事の工事比率+暖冷房衛生設備工事の評価該当率(%)×暖冷房衛生設備工事の工事比率</p> <p>※5. 工事比率は必ず入力(%)を入力する。</p> <p>※6. 対象欄は評価対象項目が該当しない場合は、空白のまます。</p>

## 主任監督職員2(評価)

技術力キーワード一覧表		
評価項目	細目	主任
創意工夫	準備・後片づけ関係	1 測量・位置出しにおける工夫
		2 現地調査方法の工夫
		3 その他(理由: 詳細評価内容:
	施工関係	1 施工に伴う器具・工具・装置類の工夫
		2 工場加工製品等の活用による副産物及び廃棄物の減少またはリサイクルに対する積極的な取組み
		3 土工事、地業工事、鉄骨建て方、コンクリート工事等の施工関係の工夫
		4 建築材料・機材等の運搬・搬入等を含む施工方法に工夫
		5 電気設備工事等の配線、配管等の工夫
		6 暖冷房衛生設備工事等の配管、ダクト等の工夫
		7 照明・視界確保等の工夫
8 仮排水、仮道路、迂回路等の計画・施工の工夫		
9 運搬車両・施工機械等の工夫		
10 型枠、足場、山留め等の仮設関係の工夫		
11 施工管理及び品質向上等の工夫		
12 プレハブ工法等の採用による工期短縮等の工夫		
13 仮設施工等の工夫		
14 既存施設・近隣等に対する騒音・振動対策等の工夫		
15 保全への配慮による材料選定・施工方法等の工夫		
16 作業の安全性向上のための施工方法等の工夫		
17 その他(理由: 詳細評価内容:		
品質関係	1 集計ソフト等の活用と工夫	
	2 軸体工事の品質管理の工夫	
	3 建築材料・機材の検査・試験に関する工夫	
	4 施工の検査・試験に関する工夫	
	5 品質記録方法の工夫	
	6 その他(理由: 詳細評価内容:	
安全衛生関係	1 安全仮設備等の工夫(落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等)	
	2 安全衛生教育、技術向上講習会等、ミーティング、安全パトロール等に関する工夫	
	3 現場事務所、休憩所等の環境向上の工夫、	
	4 酸欠対策・有毒ガス・可燃ガスの処理または粉塵防止策や作業中の換気等の工夫	
	5 周辺道路等の事故防止または一般交通確保等のための工夫	
	6 改修工事における既存施設利用者等に対する安全対策の工夫	
	7 作業時における作業環境改善等の工夫	
	8 ゴミの減量化、アグリーリングストップの励行等の地球環境への工夫	
	9 その他(理由: 詳細評価内容:	
	施工管理関係	1 出来形の管理等に関する工夫
2 施工計画書または写真記録等に関する工夫		
3 出来形・品質に関する計測等の工夫及び集計の工夫		
4 CAD、施工管理ソフト等の活用		
5 施工合理化技術(※5)を活用した施工管理の工夫		
6 その他(理由: 詳細評価内容:		
働き方改革	1 完全週休2日(土日)を達成している。	
	2 その他(理由: 詳細評価内容:	
	その他	1 その他(理由: 2 その他(理由: ※1. 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。 ※2. 該当する数と重みを勘案して評価する。1項目1点を目安とするが、項目により1、2、3点で評価し、最大7点の加点評価とする。 ※3. 上記の検査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体的な内容を記載して加点する。なお、総括監督職員が評価する「工事特性」との二重評価は行わない。 ※4. ○印を付けた評価対象項目について、評価内容及び効果があつた内容を詳細評価内容欄に記載する。 ※5. 施工合理化技術(プレハブ化、ユニット化、自動化施工(ICT施工、ロボット活用等)、BIM、ASP等を活用したもので施工の合理化に資するものに限る。)を採用した場合。 ※6. 創意工夫においては、「①施工計画書に記載された事項」または「②事前に受注者から創意工夫に関する資料が提出された事項」が、施工等に反映されていれば評価するものとする。 ※7. 入札時の総合評価の提案に係る項目は評価しない。 ※8. 創意工夫は、「実用新案・特許クラス」から「現場に適用した本当に些細な工夫ではあるが非常に役立つ軽微な工夫」まで様々なレベルがあるが、本項目ではあるが、軽微なものでも評価する。 ※9. 創意工夫は「1. 施工体制」及び「2. 施工状況」においても評価対象とされるが、企業努力を引き立たせるため本検査項目でも再評価する。 ※10. 評価対象項目の選定及び詳細評価内容の記述は、総括監督員との合議による。 ※11. その他を評価項目に加える場合は、必ず理由を記入する。適用以外は削除(対象欄を空白「□」)とする。
該当項目合計		0
評価値点	0	(最大 7点)

評価項目	細目	総括	評価対象項目																				
2.施工状況	II.工程管理		<p>1 現場又は施工条件の変更等による工期的な制約がある中で、余裕をもって工事を完成させた。</p> <p>2 隣接又は同一現場の他工事等との積極的な工程調整を行い、トラブルを回避した。</p> <p>3 近隣住民(施設入居者等を含む)調整を積極的に行い、トラブルも少なく、工期内に工事を完成させた。</p> <p>4 配置技術者(現場代理人／監理技術者／主任技術者)の積極的な工程管理の姿勢が見られた。</p> <p>5 その他 理由:</p>																				
	該当項目合計	0	【 詳細評価内容: 】																				
	評価値	c	a…工程管理が優れている。 b…工程管理が良好である。 c…工程管理が適切である。 d…工程管理がやや不適切である。 e…工程管理が不適切である。 ※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。																				
2.施工状況	III.安全対策		<p>1 建設労働災害、公衆災害の防止への努力が顕著である。</p> <p>2 安全衛生管理体制を確立し、組織的に取り組んでいる。</p> <p>3 安全衛生管理活動が、適切に実施されている。</p> <p>4 安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいる。</p> <p>5 安全協議会活動に積極的に取り組んでいる。</p> <p>6 その他 理由:</p>																				
	該当項目合計	0	【 詳細評価内容: 】																				
	評価値	c	a…安全対策が優れている。 b…安全対策が良好である。 c…安全対策が適切である。 d…安全対策がやや不適切である。 e…安全対策が不適切である。 ※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。																				
6.社会性等	I 地域への貢献等		<p>1 災害時等に地域への救援活動等に協力した。</p> <p>2 周辺地域の環境保全、生物保護等について、具体的な対策をした。</p> <p>3 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、周辺地域との調和を図った。</p> <p>4 広報活動や現場見学会等を実施して、地域とのコミュニケーションを図った。</p> <p>5 地域イベントの協力やボランティア活動等への協力や参加をした。</p> <p>6 その他 理由:</p>																				
	該当項目合計	0	【 詳細評価内容: 】																				
	評価値	c	a…地域への貢献が優れている。 a'…地域への貢献がやや優れている。 b…地域への貢献が良好である。 b'…地域への貢献がやや良好である。 c…他の評価に該当しない。 ※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、a'、b、b'、c評価を行う。																				
※1. 総括監督職員は、主任監督職員の意見を参考に総括的な評価を行う。																							
※2. 評価に当たっては評価対象項目の〇印の数にとらわれず、一項目でも評価する内容が充実している場合は、総合的な視点で判断し評価する。																							
※3. 地域への貢献等とは、工事の施工に伴って、地域社会や住民に対する配慮等の貢献について加点評価する。																							
※4. 〇印を付した評価対象項目について、評価した内容及び効果があつた内容を詳細評価内容欄に記載する。																							
評価項目	細目	総括	法令遵守等の該当項目一覧表																				
8.法令遵守等	I. 法令遵守等		<table border="1"> <thead> <tr> <th>措置内容</th> <th>点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 本件工事に関して入札参加停止3ヶ月以上又は入札参加除外</td> <td>-10 点</td> </tr> <tr> <td>2 本件工事に関して入札参加停止2ヶ月以上3ヶ月未満</td> <td>-8 点</td> </tr> <tr> <td>3 本件工事に関して入札参加停止1ヶ月以上2ヶ月未満</td> <td>-6 点</td> </tr> <tr> <td>4 本件工事に関して入札参加停止1ヶ月未満</td> <td>-5 点</td> </tr> <tr> <td>5 本件工事に関して入札参加停止要綱上の警告</td> <td>-4 点</td> </tr> <tr> <td>6 本件工事に関して入札参加停止要綱上の注意喚起</td> <td>-2 点</td> </tr> <tr> <td>7 文書注意</td> <td>-4 点</td> </tr> <tr> <td>8 口頭注意</td> <td>-2 点</td> </tr> <tr> <td>9 工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ヒームエラー等軽微なため、口頭注意以上の処分がなかった場合 (不問で処分した案件。もらい事故や交通事故は含まない。)</td> <td>-1 点</td> </tr> </tbody> </table>	措置内容	点数	1 本件工事に関して入札参加停止3ヶ月以上又は入札参加除外	-10 点	2 本件工事に関して入札参加停止2ヶ月以上3ヶ月未満	-8 点	3 本件工事に関して入札参加停止1ヶ月以上2ヶ月未満	-6 点	4 本件工事に関して入札参加停止1ヶ月未満	-5 点	5 本件工事に関して入札参加停止要綱上の警告	-4 点	6 本件工事に関して入札参加停止要綱上の注意喚起	-2 点	7 文書注意	-4 点	8 口頭注意	-2 点	9 工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ヒームエラー等軽微なため、口頭注意以上の処分がなかった場合 (不問で処分した案件。もらい事故や交通事故は含まない。)	-1 点
措置内容	点数																						
1 本件工事に関して入札参加停止3ヶ月以上又は入札参加除外	-10 点																						
2 本件工事に関して入札参加停止2ヶ月以上3ヶ月未満	-8 点																						
3 本件工事に関して入札参加停止1ヶ月以上2ヶ月未満	-6 点																						
4 本件工事に関して入札参加停止1ヶ月未満	-5 点																						
5 本件工事に関して入札参加停止要綱上の警告	-4 点																						
6 本件工事に関して入札参加停止要綱上の注意喚起	-2 点																						
7 文書注意	-4 点																						
8 口頭注意	-2 点																						
9 工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ヒームエラー等軽微なため、口頭注意以上の処分がなかった場合 (不問で処分した案件。もらい事故や交通事故は含まない。)	-1 点																						
	評価値点	0	【 詳細内容: 】																				
※ 法令遵守等で減点を行った場合は【詳細内容】に理由を記入すること。																							
8.法令遵守等	II.電子マニフェスト不使用【令和6年4月1日以降に契約した工事に限り適用する】		<table border="1"> <thead> <tr> <th>電子マニフェスト不使用</th> <th>点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 産業廃棄物の処理にあたって、監督職員の承諾を得ることなく紙マニフェストの交付により処理を行った場合、又は電子マニフェストを使用して産業廃棄物の処理ができることを証する書類を提出しなかった場合、もしくは廃棄物管理制度報告書を提出しなかった場合</td> <td>-4 点</td> </tr> </tbody> </table>	電子マニフェスト不使用	点数	1 産業廃棄物の処理にあたって、監督職員の承諾を得ることなく紙マニフェストの交付により処理を行った場合、又は電子マニフェストを使用して産業廃棄物の処理ができることを証する書類を提出しなかった場合、もしくは廃棄物管理制度報告書を提出しなかった場合	-4 点																
電子マニフェスト不使用	点数																						
1 産業廃棄物の処理にあたって、監督職員の承諾を得ることなく紙マニフェストの交付により処理を行った場合、又は電子マニフェストを使用して産業廃棄物の処理ができることを証する書類を提出しなかった場合、もしくは廃棄物管理制度報告書を提出しなかった場合	-4 点																						
	評価値点	0	【 詳細内容: 】																				
※当該理由により、本件契約に関して入札参加資格停止措置がなされても、I. 法令遵守等による減点は行わない																							
※電子マニフェスト不使用で減点を行った場合は【詳細内容】に理由を記入すること。																							

評価項目	細目	総括	技術提案等の履行	
総合評価方式における技術提案の履行	総合評価方式における技術提案の履行		達成率	点数
		1 達成率70%未満	-10 点	
		2 達成率70%～90%未満	-5 点	
	評点	3 達成率90%～100%未満	-3 点	
総合評価方式における現場従事技能者の配置の履行	現場従事技能者(登録基幹技能者、一級技能士)の配置の履行		達成率	点数
		1 達成率70%未満	-10 点	
		2 達成率70%～90%未満	-5 点	
	評点	3 達成率90%～100%未満	-3 点	
総合評価方式における配置予定監理技術者の配置の履行	配置予定監理技術者の配置の履行		達成率	点数
		1 配置予定監理技術者又は評価と同等以上の監理技術者の配置が履行できない。	-10 点	
		評点	【詳細内容:】	
		※ 工事別に提案項目が異なるため別紙で項目の達成率を評価すること。		
評価項目	細目	総括	配置予定監理技術者の履行	
総合評価方式における配置予定監理技術者の配置の履行	配置予定監理技術者の配置の履行		履行	点数
		1 配置予定監理技術者又は評価と同等以上の監理技術者の配置が履行できない。	-10 点	
		評点	【詳細内容:】	
		※ 配置予定監理技術者の配置が履行できない詳細内容を記入すること。		
評価項目	細目	総括	若手技術者と補助者の配置の履行	
総合評価方式における若手技術者と補助者の配置の履行	若手技術者と補助者の配置の履行		履行	点数
		1 配置予定若手技術者(40歳以下)等又は評価と同等以上の若手技術者(40歳以下)等の配置が履行できない。	-10 点	
		評点	【詳細内容:】	
		※ 配置予定若手技術者等の配置が履行できない詳細内容を記入すること。		
評価項目	細目	総括	女性技術者と補助者の配置の履行	
総合評価方式における女性技術者と補助者の配置の履行	女性技術者と補助者の配置の履行		履行	点数
		1 配置予定女性技術者等又は評価と同等以上の女性技術者等の配置が履行できない。	-10 点	
		評点	【詳細内容:】	
		※ 配置予定女性技術者等の配置が履行できない詳細内容を記入すること。		
評価項目	細目	総括	建設キャリアアップシステム活用の履行	
総合評価方式における建設キャリアアップシステムの活用の履行	建設キャリアアップシステムの活用の履行		履行	点数
		1 現場にカードリーダー等(技能者の現場への入退場情報を処理できる機器(顔認証式やカードタッチ方式等))の設置が履行できない。	-5 点	
		評点	【詳細内容:】	
		※ カードリーダー等の設置が履行できない詳細内容を記入すること。		
評価項目	細目	総括	現場従事技能者の配置の履行	
実績申告型における現場従事技術者の配置の履行	現場従事技術者(登録基幹技能者、一級技能士)の配置の履行		達成率	点数
		1 達成率70%未満	-5 点	
		2 達成率70%～90%未満	-3 点	
	評点	3 達成率90%～100%未満	-1 点	
		※ 工事別に提案項目が異なるため別紙で項目の達成率を評価すること。		
評価項目	細目	総括	若手技術者と補助者の配置の履行	
実績申告型における若手技術者と補助者の配置の履行	若手技術者と補助者の配置の履行		履行	点数
		1 配置予定若手技術者(40歳以下)等又は評価と同等以上の若手技術者(40歳以下)等の配置が履行できない。	-5 点	
		評点	【詳細内容:】	
		※ 配置予定若手技術者等の配置が履行できない詳細内容を記入すること。		
評価項目	細目	総括	女性技術者と補助者の配置の履行	
実績申告型における女性技術者と補助者の配置の履行	女性技術者と補助者の配置の履行		履行	点数
		1 配置予定女性技術者等又は評価と同等以上の女性技術者等の配置が履行できない。	-5 点	
		評点	【詳細内容:】	
		※ 配置予定女性技術者等の配置が履行できない詳細内容を記入すること。		
評価項目	細目	総括	配置予定監理技術者の履行	
実績申告型における配置予定監理技術者の配置の履行	配置予定監理技術者の配置の履行		履行	点数
		1 配置予定監理技術者又は評価と同等以上の監理技術者の配置が履行できない。	-5 点	
		評点	【詳細内容:】	
		※ 配置予定監理技術者の配置が履行できない詳細内容を記入すること。		
評価項目	細目	総括	建設キャリアアップシステム活用の履行	
実績申告型における建設キャリアアップシステムの活用の履行	建設キャリアアップシステムの活用の履行		履行	点数
		1 現場にカードリーダー等(技能者の現場への入退場情報を処理できる機器(顔認証式やカードタッチ方式等))の設置が履行できない。	-5 点	
		評点	【詳細内容:】	
		※ カードリーダー等の設置が履行できない詳細内容を記入すること。		

総括監督職員2  
(評価)

評価項目	細目	総括	技術力キーワード一覧表
工事特性	建物規模への対応		※下記の対応事項に1つ以上○印が付けば2点の加点とする。 1 延べ面積10,000m <sup>2</sup> 以上の建物 2 地上9階以上又は建物高さ31m以上の建物 3 大空間のホール等を有する建物 4 その他(理由: )) 詳細評価内容:
	評点	0	
建物固有の機能の難しさへの対応			※下記の対応事項に1つ以上○印が付けば2点の加点とする。 1 対象建物の耐震レベル 2 建物機能の特殊性 3 その他(理由: )) 【評価技術事例】 ・建築工事で官庁施設の総合耐震・対津波計画基準においてI類及びA類に属する工事 ・電気又は暖冷房衛生設備工事で官庁施設の総合耐震計画基準において甲類に属する工事 ・研究施設、美術館等、特殊機能・設備の有る建物 詳細評価内容:
	評点	0	
建物固有の施工技術の難しさへの対応			※下記の対応事項に1つ以上○印が付けば2点の加点とする。 1 建築材料、設備機材、工法について、提案がある場合 【総合評価における技術提案は除く】 2 設計条件として、工法、材料及び設備システム(機材を含む)の特殊性 3 制約条件等があり、施工難度が特に高い場合 4 その他(理由: )) 【評価技術事例】 ・ハイコット工事又は特異な試験フィールド工事で特許工法等の技術的に検討が必要な工事 ・特殊な工法及び材料等を採用した工事 ・特殊な設備システムを採用した工事 ・免震装置を設ける工事 ・大規模な山留め工法が必要な工事 ・敷地内又は周辺部の工作物、配管・配線等の大規模な移設、切り回しを行う工事 ・仮設備等を設け、システムを停止することなく配管・配線等の大規模な盛替え等を必要とする改修工事 詳細評価内容:
	評点	0	
厳しい自然・地盤条件への対応			※下記の対応事項に1つ以上○印が付けば2点の加点とする。 1 湧水の発生、地下水の影響(地盤掘削時) 2 軟弱地盤、支持地盤の影響 3 雨・雪・風・気温等の影響 4 その他(理由: )) 【評価技術事例】 ・地下水位が高く、ウェルポイント等の排水設備が必要な工事 ・液状化対策工法や地盤改良を伴う工事 ・冬期施工のため、大規模な雪寒冬扱いをする必要があり、冬期の養生温度の管理や施工スペースの制限を受けた工事 詳細評価内容:
	評点	0	

評価項目	細目	総括	技術力キーワード一覧表	
都市部等の作業環境、厳しい周辺環境、社会条件との対応		評点 <b>0</b>	※下記の対応事項に1つ以上○印が付けば2点の加点とする。	
			1 地中埋設物等の作業障害	
			2 工事の影響に配慮すべき建物等の近接物	
			3 周辺住民等に対する騒音・振動の配慮	
			4 周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮	
			5 その他(理由: )	
			【評価技術事例】	
			・工事に支障をきたす地中埋設物、酸欠、有毒・可燃性ガス等の対策が必要な工事	
			・工事場所周辺に近接工事があり、困難な調整を要する工事	
			・場内に汚水処理装置(水替え)を必要とする工事	
・住居専用地域等で、騒音などの時間規制が条例で定められてる工事				
・有線電気通信法による届出が必要なテレビ電波障害対策工事で、困難な調整を行った工事				
詳細評価内容:				
施工現場での対応		評点 <b>0</b>	※ 下記の対応事項に1つに○印が付けば4点の加点とし、最大10点とする。	
			【長期工事における安全確保への対応】	
			12ヶ月を超える工期で事故が無く完成した工事 (ただし全面一時中止期間は除く)	
			【災害等での臨機の措置】	
			地震、台風などにおいて、適切に臨機の対応を行った工事	
			【施工状況(条件)に対応した施工・工法等】	
			工事の実施にあたり各種の制約があり、工程的に特に厳しく、施工の制限を受けた工事	
			工程上他工事の制約を受け、機械、人員の増強を行った工事	
			休日・夜間作業が工程の過半を超える工事	
			施設を使用しながらの工事で、工程的な制約が特に厳しい工事	
特に困難な調整を要する他工事(近接工区)の受注者が複数ある工事				
外来者の多い施設で、作業範囲内に外來者・通行人等の動線がある工事				
特殊な室などで、工種が輻輳し困難な調整を要する工事				
施工ヤードが狭く、高さ制限もあり、施工及び機械の移動や旋回等に制約を受けた工事				
同一敷地内における施設を使用しながらの建て替え工事で、工程の制約等が特に厳しい工事				
その他(理由: )				
詳細評価内容:				
評点 <b>0</b>				
評点計 <b>0</b>	(最大 20点)			
<p>※1. 工事特性は、最大20点の加点評価とする。なお、1項目に複数の内容がある場合又は、対象範囲が広い場合は、それ以上の点数を与えるても良い。</p> <p>※2. 主任監督職員が評価する「創意工夫」との二重評価は行わない。</p> <p>※3. 評価にあたっては、主任監督職員の意見も参考に評価する。</p> <p>※4. ○印を付した評価対象項目について、評価内容を詳細評価内容欄に記載する。</p> <p>※5. 特殊な工事で上記によれない場合は、該当評価対象項目数と重みを勘案して評価する。</p> <p>※6. 「建物規模への対応」は、新築又は増築工事で評価技術の内容に該当する場合に評価する。改修工事においては、建物規模における全面的な工事を行う場合に適用とする。</p> <p>※7. 工事特性においては、「①施工計画書に記載された事項」または「②事前に受注者から施工の工夫に関する資料が提出された事項」が、施工等に反映されなければ評価するものとする。</p> <p>※8. その他を評価項目に加える場合は、必ず理由を記入する。適用以外は対象欄を空白とする。</p>				

検査員 (評価)	凡例	主任監督員1(評価項目)と同評価項目
		評価必須項目
		工事により対象となる項目
		評価対象項目には加えない。
注意-----自動入力されている評定に疑義がある場合監督職員と協議すること		
評価項目	細目	検査員
評価対象項目		
2.施工状況	I.施工管理	* 1 工事現場と設計図書の不一致や設計図書の不明瞭な部分があった場合は確認を行い施工がなされていることが確認できる。
		* 2 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映した内容となっていることが確認できる。
		* 3 施工計画書に、出来形・品質確保のための記載があり、管理のための方法が確認できる。
		* 4 施工計画書の記載内容と現場施工方法が、一致していることが確認できる。
		* 5 工事記録の整備が、適切に行われていることが確認できる。
		* 6 使用する材料、機材の搬入後の管理が適切であることが確認できる。
		* 7 一工程の施工の確認の報告が、適切に行われていることが確認できる。
		* 8 建設廃棄物の処分及び建設副産物等のリサイクルへの取り組みが、適切に行われていることが確認できる。
		* 9 社内検査が計画的に行われ、出来形、品質等の管理を工事全般にわたって十分に行っていることが確認できる。
		* 10 独自のチェックリスト等の管理基準により、日常的に管理されていることが確認できる。
		* 11 工事の関係者類及び資料の整理がよい。
		12 その他、理由：
		13 (減点)該当すればd評価とする。 ・施工管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。
		14 (減点)該当すればe評価とする。 ・施工管理に関して、監督職員から文書による改善指示に従わなかった。
	該当項目合計	<b>0</b>
	評価対象項目	<b>11</b>
	評価値	<b>0%</b>
	評価	
該当項目が90%以上………a……施工管理が優れている。		
該当項目が80%以上90%未満………b……施工管理が良好である。		
該当項目が60%以上80%未満………c……施工管理が適切である。		
該当項目が60%未満………d……施工管理がやや不適切である。		
e……施工管理が不適切である。		
<p>① F欄が水色の項目を評価対象項目とする場合は、E欄に「*」印を付け、評価対象項目でない場合は空白とする。また、F欄が黄色の項目は、原則としてすべて評価する。(工事により評価できない場合は、検査員等と協議のうえE欄の「*」印を外すことができる。)</p> <p>② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>③ 評価値(%) = (評価数 / 対象評価項目数) × 100</p> <p>※1. 対象欄は評価対象項目が該当しない場合は、空白のままする。</p>		
3.出来形及び出来ばえ	I.出来形	* 1 材料・機材の出来形が、使用材料届等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。
		* 2 施工図等が、設計図書を満足していることが確認できる。
		* 3 施工計画書等で出来形の管理基準を設定し、計画に基づく管理を実施していることが確認できる。
		* 4 出来形の管理記録の整備が、良好であることが確認できる。
		* 5 出来形の管理方法が、工夫されていることが確認できる。
		* 6 現場における出来形が、設計図書を満足し、適切な施工であることが確認できる。
		* 7 現場における出来形が良好で、施工の精度が高い。
		* 8 不可視部となる出来形が、工事写真、施工記録により、確認できる。
		* 9 解体又は撤去工事が含まれる場合、撤去対象物の数量等が確認でき、処分が適切であることが確認できる。
		10 その他、理由：
		11 (減点)該当すればd評価とする。 ・出来形の管理に関して、監督職員が文書で指示を行い改善された。
		12 (減点)該当すればe評価とする。 ・出来形が不適切であったため、工事請負契約書第31条に基づく修補指示を検査職員が行った。
	該当項目合計	<b>0</b>
	評価対象項目	<b>8</b>
	評価値	<b>0%</b>
	評価	
該当項目が90%以上………a……出来形が特に優れている。		
該当項目が80%以上90%未満………a'……出来形が優れている。		
該当項目が70%以上80%未満………b……出来形が特に良好である。		
該当項目が60%以上70%未満………b'……出来形が良好である。		
該当項目が50%以上60%未満………c……出来形が適切である。		
該当項目が50%未満………d……出来形がやや不適切である。		
e……出来形が不適切である。		
<p>① F欄が水色の項目を評価対象項目とする場合は、E欄に「*」印を付け、評価対象項目でない場合は空白とする。また、F欄が黄色の項目は、原則としてすべて評価する。(工事により評価できない場合は、検査員等と協議のうえE欄の「*」印を外すことができる。)</p> <p>② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>③ 評価値(%) = (評価数 / 対象評価項目数) × 100</p> <p>※1. 出来形の対象は「材料、機材」と「施工の完了したもの」であり、工事目的物の形状、寸法、位置、数量並びに管理記録と設計図書を対比することにより評価を行う。</p> <p>※2. 対象欄は評価対象項目が該当しない場合は、空白のままする。</p>		

評価項目	細目	検査員	評価対象項目	
3.出来形及び出来ばえ	II.品質		*	1 材料・製品の品質が、使用材料届等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。
			*	2 施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。
			*	3 材料の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。
			*	4 品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。
			*	5 施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。
			*	6 建具、ユニット等の性能及び機能に関する確認方法が適切であり、記録の内容が設計図書を満足していることが確認できる。
			*	7 艦体工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。
			*	8 内外仕上げ工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。
			*	9 その他の工事(艦体・内外仕上げを除く)における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。
			*	10 不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。
			*	11 中間検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。
			*	12 その他、理由:
			13 (減点)該当すればd評価とする。 ・品質の管理に関して、監督職員が文書で指示を行い改善された。	
			14 (減点)該当すればe評価とする。 ・品質が不適切であったため、工事請負契約書第31条に基づく修補指示を検査職員が行った。	
			該当項目合計	0
			該当項目	6
			評価値	0%
			評価	
3.出来形及び出来ばえ	II.品質		該当項目が90%以上………a………品質が特に優れている。	
			該当項目が80%以上90%未満………a'………品質が優れている。	
			該当項目が70%以上80%未満………b………品質が特に良好である。	
			該当項目が60%以上70%未満………b'………品質が良好である。	
			該当項目が50%以上60%未満………c………品質が適切である。	
			該当項目が50%未満………d………品質がやや不適切である。	
			e………品質が不適切である。	
			① F欄が水色の項目を評価対象項目とする場合は、E欄に「*」印を付け、評価対象項目でない場合は空白とする。また、F欄が黄色の項目は、原則としてすべて評価する。(工事により評価できない場合は、検査員等と協議のうえE欄の「*」印を外すことができる。)	
			② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。	
			③ 評価値( %) = (評価数／対象評価項目数) × 100	
			※1. 目的物の品質の水準を評価すること。	
			※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行なう。	
			※3. (参考)品質の評価=建築工事の評価該当率(%)×建築工事の工事比率+電気設備工事の評価該当率(%)×電気設備工事の工事比率+暖冷房衛生設備工事の評価該当率(%)×暖冷房衛生設備工事の工事比率	
			※4. 工事比率は必ず入力(%)を入力する。	
			※5. 対象欄は評価対象項目が該当しない場合は、空白のままする。	
3.出来形及び出来ばえ	II.品質		該当項目が90%以上………a………品質が特に優れている。	
			該当項目が80%以上90%未満………a'………品質が優れている。	
			該当項目が70%以上80%未満………b………品質が特に良好である。	
			該当項目が60%以上70%未満………b'………品質が良好である。	
			該当項目が50%以上60%未満………c………品質が適切である。	
			該当項目が50%未満………d………品質がやや不適切である。	
			e………品質が不適切である。	
			① F欄が水色の項目を評価対象項目とする場合は、E欄に「*」印を付け、評価対象項目でない場合は空白とする。また、F欄が黄色の項目は、原則としてすべて評価する。(工事により評価できない場合は、検査員等と協議のうえE欄の「*」印を外すことができる。)	
			② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。	
			③ 評価値( %) = (評価数／対象評価項目数) × 100	
			※1. 目的物の品質の水準を評価すること。	
			※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行なう。	
			※3. (参考)品質の評価=建築工事の評価該当率(%)×建築工事の工事比率+電気設備工事の評価該当率(%)×電気設備工事の工事比率+暖冷房衛生設備工事の評価該当率(%)×暖冷房衛生設備工事の工事比率	
			※4. 工事比率は必ず入力(%)を入力する。	
			※5. 対象欄は評価対象項目が該当しない場合は、空白のままする。	

評価項目	細目	検査員	評価対象項目	
			*	評価結果
3.出来形及び出来ばえ	II.品質 電気設備工事 受変電設備工事 昇降機設備工事 工事比率	* 1 機材の品質が、設計審査額等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。		
		* 2 施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。		
		* 3 機材の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。		
		* 4 品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。		
		* 5 施工の品質が、適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。		
		* 6 施工の品質が、試験や検査等の結果の記録により、優れていることが確認できる。		
		* 7 システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法が適切であり、記録の内容が、設計図書を満足していることが確認できる。		
		* 8 システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法に工夫がある。		
		* 9 不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。		
		* 10 中間検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。		
		* 11 運転・点検上の表示及び危険箇所などの表示等が明確で解りやすい。		
		* 12 その他、理由：		
		13 (減点)該当すればd評価とする。 ・品質の管理に関して、監督職員が文書で指示を行い改善された。		
		14 (減点)該当すればe評価とする。 ・品質が不適切であったため、工事請負契約書第31条に基づく修補指示を検査職員が行った。		
	該当項目合計	0	該当項目が90%以上………a………品質が特に優れている。	
		評価対象項目	7	該当項目が80%以上90%未満………a'………品質が優れている。
		評価値	0%	該当項目が70%以上80%未満………b………品質が特に良好である。
		評価		該当項目が60%以上70%未満………b'………品質が良好である。
				該当項目が50%以上60%未満………c………品質が適切である。
				該当項目が50%未満………d………品質がやや不適切である。
				e………品質が不適切である。
3.出来形及び出来ばえ	II.品質 暖冷房衛生設備工事 機械設備工事 工事比率	① F欄が水色の項目を評価対象項目とする場合は、E欄に「*」印を付け、評価対象項目でない場合は空白とする。また、F欄が黄色の項目は、原則としてすべて評価する。(工事により評価できない場合は、検査員等と協議のうえE欄の「*」印を外すことができる。)		
		② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。		
		③ 評価値(%) = (評価数／対象評価項目数) × 100		
		※1. 目的物の品質の水準を評価すること。		
		※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。		
		※3. (参考)品質の評価 = 建築工事の評価該当率(%) × 建築工事の工事比率 + 電気設備工事の評価該当率(%) × 電気設備工事の工事比率 + 暖冷房衛生設備工事の評価該当率(%) × 暖冷房衛生設備工事の工事比率		
		※4. 工事比率は必ず入力(%)を入力する。		
		※5. 対象欄は評価対象項目が該当しない場合は、空白のままでする。		
		* 1 機材の品質が、設計審査額等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。		
		* 2 施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。		
		* 3 機材の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。		
		* 4 品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。		
		* 5 施工の品質が、適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。		
		* 6 施工の品質が、試験や検査等の結果の記録により、優れていることが確認できる。		
		* 7 システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法が適切であり、記録の内容が、設計図書を満足していることが確認できる。		
		* 8 システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法に工夫がある。		
		* 9 不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。		
		* 10 中間検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。		
		* 11 運転・点検上の表示及び危険箇所などの表示等が明確で解りやすい。		
		* 12 その他、理由：		
	該当項目合計	0	該当項目が90%以上………a………品質が特に優れている。	
		評価対象項目	7	該当項目が80%以上90%未満………a'………品質が優れている。
		評価値	0%	該当項目が70%以上80%未満………b………品質が特に良好である。
		評価		該当項目が60%以上70%未満………b'………品質が良好である。
				該当項目が50%以上60%未満………c………品質が適切である。
				該当項目が50%未満………d………品質がやや不適切である。
				e………品質が不適切である。
3.出来形及び出来ばえ	II.品質 暖冷房衛生設備工事 機械設備工事 工事比率	① F欄が水色の項目を評価対象項目とする場合は、E欄に「*」印を付け、評価対象項目でない場合は空白とする。また、F欄が黄色の項目は、原則としてすべて評価する。(工事により評価できない場合は、検査員等と協議のうえE欄の「*」印を外すことができる。)		
		② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。		
		③ 評価値(%) = (評価数／対象評価項目数) × 100		
		※1. 機械設備工事とは、建設業法における機械器具設置工事をいう。ただし、エレベーター、エスカレーター設備工事については、電気設備工事・受変電設備工事・昇降機設備工事の細目において評価すること。		
		※2. 目的物の品質の水準を評価すること。		
		※3. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。		
		※4. (参考)品質の評価 = 建築工事の評価該当率(%) × 建築工事の工事比率 + 電気設備工事の評価該当率(%) × 電気設備工事の工事比率 + 暖冷房衛生設備工事の評価該当率(%) × 暖冷房衛生設備工事の工事比率		
		※5. 工事比率は必ず入力(%)を入力する。		
		※6. 対象欄は評価対象項目が該当しない場合は、空白のままでする。		

評価項目	細目	検査員	評価対象項目
3.出来形及び出来ばえ	III.出来ばえ 建築工事 工事比率 100%	*	<p>1 きめ細かな施工がなされ、取り合いの納まりや端部まで仕上がりが良い。</p> <p>2 関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。</p> <p>3 使い勝手や使用者の安全に対する配慮に優れている。</p> <p>4 仕上がりの状態が良好で、作動状態も良好である。</p> <p>5 色調が均一であり、色むら等が無く、全体的な美観が良好である。</p> <p>6 材料・製品の割付や通り等が良く、全体的な出来ばえが良好である。</p> <p>7 保全に配慮した施工がなされている。</p> <p>8 その他 理由: (減点)該当すればd評価とする。 ・出来ばえが劣っている。</p>
		該当項目合計	0
		評価対象項目	1
		評価値	0%
		評価	
3.出来形及び出来ばえ	III.出来ばえ くい工事 工事比率 100%	*	<p>1 施工記録等から不可視部の出来ばえの良さがうかがえる。</p> <p>2 土工関係等の仕上げ状況が良い。</p> <p>3 くいの心出しの精度のよさがうかがえる。</p> <p>4 くいの支持地盤の確認が適切にされている。</p> <p>5 地盤改良等施工重機の支持地盤に対する措置が適切にされていることが確認できる。</p> <p>6 挖削安定液の管理が適切であることが確認できる。</p> <p>7 その他 理由: (減点)該当すればd評価とする。 ・出来ばえが劣っている。</p>
		該当項目合計	0
		評価対象項目	6
		評価値	0%
		評価	
		<p>a……全般的な完成度が優れている。</p> <p>b……全般的な完成度が良好である。</p> <p>c……全般的な完成度が適切である。</p> <p>d……全般的な完成度が劣っている。</p>	
		<p>① F欄が水色の項目を評価対象項目とする場合は、E欄に「*」印を付け、評価対象項目でない場合は空白とする。また、F欄が黄色の項目は、原則としてすべて評価する。(工事により評価できない場合は、検査員等と協議のうえE欄の「*」印を外すことができる。)</p> <p>② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>③ 評価値(%) = (評価数 / 対象評価項目数) × 100</p> <p>④ 評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする。</p> <p>※1. 全般的な仕上がり状態、機能を評価する。</p> <p>※2. 出来ばえの評価は、全般的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。</p> <p>※3. (参考)出来ばえの評価=建築工事の評価該当率(%)×建築工事の工事比率+電気設備工事の評価該当率(%)×電気設備工事の工事比率+暖冷房衛生設備工事の評価該当率(%)×暖冷房衛生設備工事の工事比率</p> <p>※4. 工事比率は必ず入力(%)を入力する。</p> <p>※5. 対象欄は評価対象項目が該当しない場合は、空白のままする。</p>	
		<p>① F欄が水色の項目を評価対象項目とする場合は、E欄に「*」印を付け、評価対象項目でない場合は空白とする。また、F欄が黄色の項目は、原則としてすべて評価する。(工事により評価できない場合は、検査員等と協議のうえE欄の「*」印を外すことができる。)</p> <p>② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>③ 評価値(%) = (評価数 / 対象評価項目数) × 100</p> <p>④ 評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする。</p> <p>※1. 全般的な仕上がり状態、機能を評価する。</p> <p>※2. 出来ばえの評価は、全般的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。</p> <p>※3. (参考)出来ばえの評価=建築工事の評価該当率(%)×建築工事の工事比率+電気設備工事の評価該当率(%)×電気設備工事の工事比率+暖冷房衛生設備工事の評価該当率(%)×暖冷房衛生設備工事の工事比率</p> <p>※4. 工事比率は必ず入力(%)を入力する。</p> <p>※5. 対象欄は評価対象項目が該当しない場合は、空白のままする。</p>	
		<p>① F欄が水色の項目を評価対象項目とする場合は、E欄に「*」印を付け、評価対象項目でない場合は空白とする。また、F欄が黄色の項目は、原則としてすべて評価する。(工事により評価できない場合は、検査員等と協議のうえE欄の「*」印を外すことができる。)</p> <p>② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>③ 評価値(%) = (評価数 / 対象評価項目数) × 100</p> <p>④ 評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする。</p> <p>※1. 全般的な仕上がり状態、機能を評価する。</p> <p>※2. 出来ばえの評価は、全般的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。</p> <p>※3. (参考)出来ばえの評価=建築工事の評価該当率(%)×建築工事の工事比率+電気設備工事の評価該当率(%)×電気設備工事の工事比率+暖冷房衛生設備工事の評価該当率(%)×暖冷房衛生設備工事の工事比率</p> <p>※4. 工事比率は必ず入力(%)を入力する。</p> <p>※5. 対象欄は評価対象項目が該当しない場合は、空白のままする。</p>	

評価項目	細目	検査員	評価対象項目
3.出来形及び出来ばえ	Ⅲ.出来ばえ 植栽工事	*	<p>1 樹木・芝生張り等の活着状況が良好である。</p> <p>2 全体的な美観が良好である。</p> <p>3 支柱の取付について、<b>結束が堅固で、鉄線かけ個所には事故防止の危険性を考慮した施工がなされている。</b></p> <p>4 樹木名板が確認しやすい。</p> <p>5 施工後の清掃が行き届いている。</p> <p>6 近隣への配慮が伺える。</p> <p>7 その他 理由:</p> <p>8 (減点)該当すればd評価とする。 -出来ばえが劣っている。</p>
	工事比率		<p>該当項目合計 <b>0</b></p> <p>評価対象項目 <b>5</b></p> <p>評価値 <b>0%</b></p> <p>評価 <b></b></p>
			<p>d……全般的な完成度が劣っている。</p> <p>① F欄が水色の項目を評価対象項目とする場合は、E欄に「*」印を付け、評価対象項目でない場合は空白とする。また、F欄が黄色の項目は、原則としてすべて評価する。(工事により評価できない場合は、検査員等と協議のうえE欄の「*」印を外すことができる。)</p> <p>② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>③ 評価値(   %) = (評価数 / 対象評価項目数) × 100</p> <p>④ 評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする。</p> <p>※1. 全体的な仕上がり状態、機能を評価する。</p> <p>※2. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。</p> <p>※3. (参考)出来ばえの評価=建築工事の評価該当率(%)×建築工事の工事比率+電気設備工事の評価該当率(%)×電気設備工事の工事比率+暖冷房衛生設備工事の評価該当率(%)×暖冷房衛生設備工事の工事比率</p> <p>※4. 工事比率は必ず入力(%)を入力する。</p> <p>※5. 対象欄は評価対象項目が該当しない場合は、空白のまます。</p>
3.出来形及び出来ばえ	Ⅲ.出来ばえ 電気設備工事 受変電設備工事 昇降機設備工事	*	<p>1 きめ細やかな施工がなされている。</p> <p>2 関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。</p> <p>3 機器又はシステムとして、運転状態が正常であり、性能が優れている。</p> <p>4 環境負荷低減への対策が優れている。</p> <p>5 運転操作及び保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。</p> <p>6 その他 理由:</p> <p>7 (減点)該当すればd評価とする。 -出来ばえが劣っている。</p>
	工事比率		<p>該当項目合計 <b>0</b></p> <p>評価対象項目 <b>1</b></p> <p>評価値 <b>0%</b></p> <p>評価 <b></b></p>
			<p>d……全般的な完成度が劣っている。</p> <p>① F欄が水色の項目を評価対象項目とする場合は、E欄に「*」印を付け、評価対象項目でない場合は空白とする。また、F欄が黄色の項目は、原則としてすべて評価する。(工事により評価できない場合は、検査員等と協議のうえE欄の「*」印を外すことができる。)</p> <p>② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>③ 評価値(   %) = (評価数 / 対象評価項目数) × 100</p> <p>④ 評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする。</p> <p>※1. 全体的な仕上がり状態、機能を評価する。</p> <p>※2. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。</p> <p>※3. (参考)出来ばえの評価=建築工事の評価該当率(%)×建築工事の工事比率+電気設備工事の評価該当率(%)×電気設備工事の工事比率+暖冷房衛生設備工事の評価該当率(%)×暖冷房衛生設備工事の工事比率</p> <p>※4. 工事比率は必ず入力(%)を入力する。</p> <p>※5. 対象欄は評価対象項目が該当しない場合は、空白のまます。</p>

評価項目	細　　目	検査員	評　　価　　対　　象　　項　　目		
3.出来形及び出来ばえ	III. 出来ばえ	<span style="color: yellow;">*</span> <span style="background-color: yellow; border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span>	1 きめ細やかな施工がなされている。		
			2 関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。		
			3 機器又はシステムとして、運転状態が正常であり、性能が優れている。		
			4 環境負荷低減への対策が優れている。		
			5 運転操作及び保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。		
			6 その他 理由:		
			7 (減点)該当すればd評価とする。 ・出来ばえが劣っている。		
評価項目合計 <b>0</b>			該当項目が <b>90%</b> 以上………a……全般的な完成度が優れている。		
評価対象項目 <b>1</b>			該当項目が <b>80%</b> 以上 <b>90%</b> 未満……b……全般的な完成度が良好である。		
評　　価　　値 <b>0%</b>			該当項目が <b>80%</b> 未満……c……全般的な完成度が適切である。		
評　　価　　値			<b>d</b> ……全般的な完成度が劣っている。		
① F欄が水色の項目を評価対象項目とする場合は、E欄に「*」印を付け、評価対象項目でない場合は空白とする。また、F欄が黄色の項目は、原則としてすべて評価する。(工事により評価できない場合は、検査員等と協議のうえE欄の「*」印を外すことができる。)					
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。					
③ 評価値(%) = (評価数 / 対象評価項目数) × 100					
④ 評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してm評価とする。					
※1. 機械設備工事とは、建設業法における機械器具設置工事をいう。ただし、エレベーター・エスカレーター設備工事については、電気設備工事・受変電設備工事・昇降機設備工事の細目において評価すること。					
※2. 全般的な仕上がり状態、機能を評価する。					
※3. 出来ばえの評価は、全般的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。					
※4. (参考)出来ばえの評価 = 建築工事の評価該当率(%) × 建築工事の工事比率 + 電気設備工事の評価該当率(%) × 電気設備工事の工事比率 + 暖冷房衛生設備工事の評価該当率(%) × 暖冷房衛生設備工事の工事比率					
※5. 工事比率は必ず入力(%)を入力する。					
※6. 対象欄は評価対象項目が該当しない場合は、空白のままする。					

## 施工プロセスチェックリスト（建築工事・建築設備工事）

工事名称

工 期 ~

受注者

※下記項目を入力してください。

府監督職員 所属

府監督職員 氏名

### ※ 入力時の注意事項

- ① 建築工事で契約金額が5,000万円以上、設備工事で契約金額が2,500万円以上の工事が対象です。
- ② 一部チェック項目について、対象外の場合はチェック欄の左にある「対象外」をリスト選択する。
- ③ チェック欄 1段目(黄色着色セル)に確認年月日を入力(2021/4/1の形式で入力→R4.4.1と表示)。
- ④ チェック欄 3段目はブルダウンドメニューより○または×を選択。  
改善指導を行った場合は2段目は指示の方法を選択し、最下段は指導内容等を入力する。
- ⑤ 判定欄は、○、×、対象外をリスト選択する。(主任監督職員1シートとの連携チェックは、自動で表示されます)
- (6) 紫色 このセルは、編集できません。

項目	種別	確認事項	通しNo.)チェック内容 (チェックの目安)	チェック欄											完成時	備考	判定欄		成績評定書との連携チェック			
				対象外	着手前	施工中												確認項目 別判定	細目別判定 別判定	成績評定書との連携チェック		
						1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		対象	評価あり (○)	対象	評価あり (○)		
I 施工体制一般	1 品質・安全管理体制	1) 品質及び安全計画に見合う管理体制を確立している。  (着手前、施工中適宜)			総合施工計画													1- I - 2				
		2) 掛金収納書(発注者用)、残余証紙の出所を明らかにする資料、建退共対象労働者が従事しない場合は建退共掛金収納書提出不要届を契約締結後1ヶ月以内に提出している。 (契約後、増額変更後)		契約後	増額変更後	追加												1- I - 3				
		3) 建設業退職金共済証紙の配布を受け払い簿等により適切に管理している。  (施工中適宜)																1- I - 6				
		4) 「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を現場に掲示している。  (施工時1回)																1- I - 6				
		5) 労災保険関係成立票を工事現場の見やすい場所に掲示している。  (施工時1回程度)				変更なし	変更なし											1- I - 9				
		6) 建設業法に定められた標識を正しく記載し、公衆の見やすい場所に設置している。  (施工時1回程度)				更新・変更なし	更新・変更なし											1- I - 4				
		7) 施工体制台帳及び施工体系図を現場に備え付け、かつ、写しを提出している。  (下請契約時、変更時)																1- I - 4				
		8) 下請負契約書(注文書・請書)の写し、及び再下請負通知書を添付している。  (下請契約時、変更時)																1- I - 4				
		9) 施工体系図を工事関係者、及び公衆が見やすい場所に掲げている。  (下請契約時、変更時)																1- I - 4				
		10) 施工体系図等と、現場の施工体制が一致している。  (施工中適宜)																1- I - 4				
		11) 一括下請負の排除の徹底、及び適正な施工を確保している。  (施工計画時、施工中適宜)																1- I - 4				

項目	種別	確認事項	通しNo.)チェック内容 (チェックの目安)	チェック欄											判定欄		成績評定書との連携チェック			
				対象外	着手前	施工中										完成時	備考	確認項目別判定	細目別判定	
						1	2	3	4	5	6	7	8	9	10			対象	評価あり(O)	
1 施工体制	II 配置技術者等	6 工事実績情報サービス(CORINS)	12) 工事受注時・登録内容の変更時・工事完成時の10日以内(閉庁日を除く)に登録している。 (工事受注時、登録内容の変更時、工事完成時)		受注時	工期・金額	工期	金額	現場代理人	監理技術者	主任技術者					完成時			/ /	
		7 現場代理人	13) 工事現場に常駐している。常駐義務を緩和している場合にあっては連結体制や工事現場の運営等に支障がない。 (施工中適宜)		変更													1- II - 1		
			14) 監督職員に対し、承諾、協議、報告、提出を書面で行っている。 (着手前、施工中適宜)															1- II - 2		
		8 監理技術者 (主任技術者) (監理技術者補佐)	15) 技術者としての要件を資格者証等で確認した。 (着手前、技術者変更時)		更新・交代なし	—資格の更新、途中交代があった場合に記入する。														
			16) 監督職員に通知した技術者を工事現場に配置している。 (着手前、技術者変更時)		更新・交代なし	—資格の更新、途中交代があった場合に記入する。														
			17) その技術者は、工事現場に専任している。(専任義務の基準、および特例監理技術者・監理技術者補佐の扱いについては、欄外17)※を参照のこと。) (着手前、施工中適宜、完成時)															1- II - 9		
			18) その技術者は、施工計画の作成、工程管理・品質管理、その他技術上の管理、及び指導監督を行っている。(特例監理技術者・監理技術者補佐の扱いについては、欄外18)※を参照のこと。) (着手前、施工中適宜)															1- III - 10		
		9 専門技術者	19) 当該工事に必要な専門技術者を選任し、配置している。 (選任要件については、欄外19)※を参照のこと。) (着手前、施工計画時)															1- III - 11		
		10 作業主任者	20) 当該作業に必要な作業主任者を選任し、配置している。 (選任すべき作業については、欄外20)※を参照のこと。) (施工計画時)		着手前													1- II - 7		
		11 下請負者の把握	21) 入札参加停止期間中、及び入札参加除外者等と下請契約を締結していない。 (着手前、下請契約の締結前)															1- II - 8		

17)※ 専任義務は建築一式工事で9,000万円以上、その他工事は4,500万円以上。

1億円(建築一式工事の場合は2億円)未満の工事は一定の要件下で兼任可。

監理技術者が特例監理技術者であり他工事現場を兼任している場合は、当該工事と当該工事の他1工事の工事実績情報登録であることを確認し、監理技術者補佐の専任について確認する。

18)※ 監理技術者が特例監理技術者であり、その指導により監理技術者補佐が適切に実施した場合も、監理技術者が実施したものとして確認する。

19)※ 次のいずれかに該当する場合に選任が必要。  
(①「一式工事」の中の専門工事(500万円以上)を自社施工する場合、②附帯工事(500万円以上)を自社施工する場合。

20)※ 高圧室内作業、ボイラーアクセサリ作業、コンクリート破碎器作業、地山の掘削作業、土止め支保工作業、型枠支保工の組立て等作業、足場の組立て等作業、建築物等の鉄骨の組立て等作業、木造建築物の組立て等作業、コンクリート造の工作物の解体等作業、特定化学物質作業、酸素欠乏危険作業、有機溶剤作業、石綿作業



項目	種別	確認事項	通しNo.) チェック内容 (チェックの目安)	チェック欄											判定欄		成績評定書との連携チェック				
				対象外	着手前	施工中										完成時	備考	確認項目別判定	細目別判定	確認項目別判定	細目別判定
						1	2	3	4	5	6	7	8	9	10						
Ⅲ 安全 対策	2 施工 状況	17 安全活動	33) 災害防止協議会等を設置・運営し、議事録を記録している。 (施工計画時、施工中適宜)		総合施工計画													2- III -1			
			34) 安全パトロール(店舗パトロール)を実施している。 (施工計画時、施工中適宜)		総合施工計画													2- III -2			
			35) 安全教育、安全訓練を実施し、活動を記録している。 (施工計画時、施工中適宜)		総合施工計画													2- III -4			
			36) 安全巡視、TBM、KY等を実施している。 (施工計画時、施工中適宜)		総合施工計画													2- III -5			
			37) 新規入場者教育を実施(関係請負人からの報告を含む)している。 (施工計画時、施工中適宜)		総合施工計画													2- III -6			2- III -14
		18 仮設設備点検等	38) 過積載防止について施工計画書に記載し、対策に取り組んでいる。 (施工計画時、施工中適宜)		総合施工計画													2- III -13			
			39) 機械等の定期自主検査等を実施し、その結果を記録している。 (施工中適宜)															2- III -11			
			40) 車両系建設機械の作業計画を定め、安全対策に取り組んでいる。 (施工計画時、施工中適宜)		総合施工計画													2- III -8			
			41) 山留めの点検・計測の方法等について事前に検討のうえ実施している。 (施工計画時、施工中適宜)															2- III -9			
			42) 足場、型枠支保工の作業開始前点検を実施している。また、足場の組立・変更時等は、その結果を記録している。 (施工中適宜)															2- III -10			
Ⅳ 対外 関係	19 関係機関等	43) 官公署その他の関係機関への届出・手続き等を行っている。 (着手前、施工中適宜、完成時)															2- IV -1				
			44) 関連工事への協力、隣接工事との調整を行い、円滑な施工に努めている。 (着手前、施工中適宜)															2- IV -2			2- IV -7
			45) 地域住民等と施工上必要な折衝、苦情等があった場合は対応を行い、その経過を記録している。 (着手前、施工中適宜)															2- IV -5			
Ⅴ 法令遵守等	Ⅱ 電子マニフェスト不使用 [令和5年4月1日以降に契約した工事に限り適用する]	20 電子マニフェスト不使用 [令和5年4月1日以降に契約した工事に限り適用する]	46) 電子マニフェストを使用して産廃棄物の処理ができることを証する書類の提出している。 (着手前)	計画書	着手前の計画書のとおり	一着手後、対象となった場合に記入する。	※変更した内容は、全て着手前の計画書に反映させること。										総括1-8 - II	○			
			47) 受注者は監督職員の承認を得ていない紙マニフェストを交付していない。 (施工中適宜)														総括1-8 - II	○			
			48) 廃棄物管理票報告書を提出している。 (完成時)												完成時			総括1-8 - II	○		

## 項目別評定点内訳表

工事名称			
工事場所			
受注者名			
工期	～		
請負代金額			
完成日		検査日	

評価項目	評点
1. 施工体制	I. 施工体制一般 <b>2.9 / 3.3</b>
	II. 配置技術者 <b>2.9 / 4.1</b>
2. 施工状況	I. 施工管理 <b>9.4 / 13.0</b>
	II. 工程管理 <b>6.1 / 8.1</b>
	III. 安全対策 <b>6.2 / 8.8</b>
	IV. 対外関係 <b>2.9 / 3.7</b>
3. 出来形 及び 出来ばえ	I. 出来形 <b>9.3 / 14.9</b>
	II. 品質 <b>9.4 / 17.4</b>
	III. 出来ばえ <b>6.5 / 8.5</b>
4. 工事特性	I. 施工条件への対応 <b>3.3 / 7.3</b>
5. 創意工夫	I. 創意工夫 <b>2.9 / 5.7</b>
6. 社会性等	I. 地域への貢献等 <b>3.2 / 5.2</b>
7. 評定点計	<b>65.0 / 100</b>
8. 法令遵守等	
評定点合計	<b>65 / 100</b>

※ 評定点は65点を基礎点として加点、減点しています。